

令和 6 年 9 月 議 会
経 済 振 興 委 員 会 報 告 資 料

盛土規制法施行に伴う土砂条例の取扱い（案）について 1 頁

農 林 水 産 局

盛土規制法施行に伴う土砂条例の取扱い(案)について

1 報告の趣旨

- 福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例（以下「土砂条例」という。）については、6月議会において、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）と一元化する方向で検討している旨、報告したところである。
- 今回、住宅都市局において、盛土規制法にかかる規制区域及び条例案が取りまとまったことを踏まえ、土砂条例の取扱い案について報告するもの。

2 土砂条例の取扱い(案)について

- 盛土規制法にかかる規制区域が市全域となること、許可対象となる盛土等の規模が土砂条例を踏まえた規模で条例化される見込みであること等から、盛土規制法の条例施行に合わせ、土砂条例は廃止する。
- ただし、盛土規制法にかかる条例施行後も、土砂条例の規制が必要な未完了案件などについては、引き続き、土砂条例による規制を可能とする経過措置を設ける。

3 今後のスケジュール

- R 6 年 9 月中旬 盛土規制法にかかる条例案の市民意見募集（パブリックコメント実施）
- R 6 年 1 2 月議会 土砂条例廃止にかかる条例及び盛土規制法にかかる条例の議案提出
- R 7 年 5 月 土砂条例の廃止、盛土規制法による規制の開始

【参考 1】盛土規制法にかかる規制区域及び条例案について

- 市内全域を宅地造成等工事規制区域若しくは特定盛土等規制区域とする。
（別紙 住宅都市局報告資料 P 6 参照）
- 周辺住民への工事内容説明など事前手続き、許可等の対象規模の強化や条例等適正な運用を図るための盛土等審議会の設置など、宅地造成等の許可等に関し必要な事項を条例化。
（別紙 住宅都市局報告資料 P 3～5 参照）

【参考 2】土砂条例の概要

- 目 的：土砂埋立て等に起因する災害の発生を防止、市民生活の安全に寄与すること
- 許可対象：面積 1,000 m²超又は高さ 5 m 超の盛土等で市内全域が対象
- 罰則規定：2 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金
- 施 行 日：平成 19 年 10 月
- ※県の土砂条例（許可対象面積 3,000 m²超）を補完するため制定。法に基づかない任意条例。

福岡市宅地造成及び特定盛土等の許可等に関する条例（案）に係るパブリック・コメントの実施について

1 意見募集の趣旨

令和5年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）が施行された。

同法では、盛土等により災害を及ぼしうる区域を規制区域として指定するとともに、規制区域内における一定規模以上の盛土等については、擁壁の構造などの基準等に適合しているか確認を受けること（許可等）が必要になる。

また、条例で定めるところにより、許可等の対象規模の強化や、工事に係る技術的基準の追加が可能とされている。

本市では、外部有識者等で構成する専門委員会を設置し、規制区域や条例で制定する事項について検討を行い、条例の制定を進めているところである。

今回、その案を取りまとめたため、「福岡市パブリック・コメント手続き要領」に基づき、市民意見の募集を実施するもの。

2 実施要領

（1）意見募集期間

令和6年9月中旬～令和6年10月中旬

（2）閲覧・配布場所

下記の配布場所において閲覧・配布を行うとともに、福岡市ホームページにも掲載

＜閲覧・配布場所＞

住宅都市局盛土指導課、情報プラザ、情報公開室、各区役所情報コーナー、入部・西部出張所

（3）募集方法

「意見提出用紙」に必要事項を記入の上、郵送、ファックス、電子メールまたは持参により、住宅都市局盛土指導課に提出

（4）広報

市政だより及び本市ホームページに掲載

3 今後のスケジュール

令和5年 6月議会	報告：盛土規制法に係る検討について
7月～	専門委員会による検討（4回開催）
令和6年 6月議会	報告：盛土規制法に係る検討状況について
9月議会	報告：条例（案）に係るパブリック・コメントの実施（今回） （※議会報告後、パブリック・コメントを実施）
12月議会	条例の議案提出
令和7年 5月	施行

4 条例（案）の概要

（１）目的

盛土規制法並びに同法施行令の規定に基づく宅地造成等の規制に関し必要な事項を定めるとともに、その他宅地造成等の許可等に関し必要な事項を定めることにより、盛土等に伴う災害の防止等を図り、もって市民生活の安全に寄与することを目的とする。

【概要】

1 総則

本条例の目的、用語の定義について定める。

2 事前手続等

許可に先立って行う事前協議、予定標識の設置及び事前説明等について定める。

3 宅地造成等工事規制区域における宅地造成等に関する工事等の規制

宅地造成等工事規制区域における技術的基準の強化、中間検査及び定期報告の規模の強化並びに定期報告の報告事項の追加について定める。

4 特定盛土等規制区域における特定盛土等及び土石の堆積に関する工事等の規制

特定盛土等規制区域における技術的基準の強化、中間検査及び定期報告の規模の強化並びに定期報告の報告事項の追加について定める。

5 許可後の手続等

許可後の盛土等の進行管理について定める。

6 福岡市盛土等審議会

福岡市盛土等審議会について定める。

7 雑則

（２）条例（案）の主な内容

① 事前手続等

ア 事前協議

工事主は許可申請に先立って市と協議を実施

イ 標識設置

（ア）標識設置

工事主は宅地造成等に関する工事の内容を周辺住民に周知させるため、計画概要を記載した標識を設置し標識設置報告書を提出

（イ）設置期間

許可申請の 30 日（大規模な宅地造成等は 60 日）前から工事着手日まで

ウ 事前説明

(ア) 説明時期

周辺住民に工事概要等の事前説明を行い、許可申請の 20 日（大規模な宅地造成等は 40 日）前までに事前説明報告書を提出

(イ) 説明方法

原則、面談で実施。説明会開催の求めがあった場合は努力義務

(ウ) 説明内容（規則で定める予定）

- ・ 計画概要、土地の位置・境界
- ・ 宅地造成・特定盛土等の工事の内容
- ・ 土石の堆積の工事の内容
- ・ 宅地造成等について配慮する事項

(エ) 説明範囲（規則で定める予定）

盛土等の区分	説明範囲
①平地盛土 （勾配 1/10 以下の平坦地での盛土で 谷埋め盛土に該当しないもの） ②切土 ③土石の堆積	次のすべてを対象とする ○盛土等の境界（法尻）からの水平距離が盛土等の最大高さの 2 倍以内の範囲 ○盛土等を行う土地の境界から水平距離 15m の範囲
盛土等の区分	説明範囲
腹付け盛土 （勾配 1/10 超の傾斜地盤上での盛土で 谷埋め盛土に該当しないもの）	次のすべてを対象とする ○盛土等の境界（法尻）からの水平距離が盛土等の最大高さの 5 倍以内の範囲（分散角 30°による土石流の広がり距離の範囲も含む） ○盛土等を行う土地の境界から水平距離 15m の範囲
①溪流等における盛土 ②谷埋め盛土 （谷や沢を埋め立てる盛土で①を除く） ③腹付け盛土のうち法尻から下方に 溪流等の溪床が存在するもの（①を除く）	次のすべてを対象とする ○下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲（谷地形の底部の中心線から 25m の範囲） ○盛土等を行う土地の境界から水平距離 15m の範囲

※ 届出対象のもの … 計画概要を記載した標識を設置し、届出書に標識設置報告書を添付（届出までの一定期間の確保なし）

② 工事に係る技術的基準の強化（規則で定める予定）

擁壁の設置	盛土又は切土で高さ 1m 超の崖が生じる場合は、擁壁を設置すること
雨水流出抑制施設 の設置	最大流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生する恐れがある場合は、雨水流出抑制施設の設置又はその他の措置を適切に講じること

③ 許可等の対象規模の強化（赤字部分）

※黒字：法令で規定 赤字：強化 条例で強化ができる部分

	行為	許可	中間検査	定期報告（3月ごと）
宅地造成等工事規制区域	宅地造成 特定盛土等	- 盛土で高さ1m超の崖 - 切土で高さ2m超の崖 - 盛土と切土を同時に行い、高さ2m超の崖 - 盛土で高さ2m超 - 盛土又は切土の面積500㎡超	- 盛土で高さ2m超の崖 - 切土で高さ5m超の崖 - 盛土と切土を同時に行い、高さ5m超の崖 - 盛土で高さ5m超 - 盛土又は切土の面積3,000㎡超 → 盛土又は切土の面積 1,000㎡超	中間検査対象すべて
	土石の堆積	- 土石の堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 - 土石の堆積の面積500㎡超	—	- 土石の堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 → 土石の堆積の高さ 5m超 - 土石の堆積の面積3,000㎡超 → 土石の堆積の面積 1,000㎡超
特定盛土等規制区域	特定盛土等	- 盛土で高さ2m超の崖 - 切土で高さ5m超の崖 - 盛土と切土を同時に行い、高さ5m超の崖 - 盛土で高さ5m超 - 盛土又は切土の面積3,000㎡超 → 盛土又は切土の面積 1,000㎡超	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積	- 土石の堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 → 土石の堆積の高さ 5m超 - 土石の堆積の面積3,000㎡超 → 土石の堆積の面積 1,000㎡超	—	許可対象すべて

④ 定期報告の報告事項の追加（赤字部分）

対象項目	報告対象	報告期間
盛土工事	高さ、面積、土量、 基礎地盤、盛土材料、敷均し・締固め	3月毎
切土工事	高さ、面積、土量、 基礎地盤	
擁壁、排水施設、 崖面崩壊防止施設 、その他の施設	工事の施工状況	
防災措置	設置状況	
土石の堆積	土石の堆積の高さ、面積 堆積されている土石の土量 堆積されている土石の土質 前回の報告から新たに堆積された土石の土量 前回の報告から新たに除却された土石の土量	

⑤ 長期未完了案件に関する事項

宅地造成等の進行管理	市長は、宅地造成等の工事完了予定期日を経過しているものについては、工事主等から工事の進捗状況、続行の意思の確認等の報告を求めることができる。
	市長は、宅地造成等の工事完了予定期日から1年が経過しているもので、許可を受けた者が工事を完了させる意思又は能力がないと認めるものについては、当該許可を取り消すことができる。

⑥ 福岡市盛土等審議会

本条例及び法の適正な運用を図るため、福岡市盛土等審議会を設置する。

規制区域図（案）

盛土規制法に基づき、市全域を規制区域（宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の２種類）に指定



出典：国土地理院発行 電子国土基本図

規制区域図（案）

宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリア（森林や農地も含む）
特定盛土等規制区域	市街地や集落等から離れているが、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア